金金 融庁告示第

号

金 融 商 묘 取引業等に関する内閣 府令 (平成十九年内 閣 府令第五十二号)第百二十三条第十二項第五号及び

三項 第十三項第五号の 第五号の規定に基づき、 規定に基づき、 同 条第一項第二十一号の十又は第二十一号の十一に規定する措置を講じなくて 金融 商 品 取 引業等に関する内 閣府令第百二十三条第十二項第五号及び第十

も公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件(平成二十八年

金融庁告示第四十八号) の一部を次のように改正し、 令 和 年 月 日 から適用する。

令 和 年 月 日

金融 庁 長官 氷 見野

傍線を付した部分のように改め、 次 \mathcal{O} 表により、 改 正 前 欄に 掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応す 後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。 んる改正 後欄 に掲 げ る規定 \mathcal{O}

改正

ets Infrastructure Regulation - EMIR)	et Infrastructure Regulation - EMIR)
012 of the European Parliament and of the Council (European Mark	012 of the European Parliament and of the Council (European Mark
へ 欧州経済領域協定に規定された国 Regulation (EU) No 648/2	へ 欧州経済領域協定に規定された国 Regulation (EU) No 648/2
[イ〜ホ 同上]	[イ〜ホ 略]
措置に関する部分に限る。)をいう。	措置に関する部分に限る。)をいう。
第二十一号の十及び第二十一号の十一に規定する措置に相当する	第二十一号の十及び第二十一号の十一に規定する措置に相当する
に関する内閣府令(以下「府令」という。)第百二十三条第一項	に関する内閣府令(以下「府令」という。)第百二十三条第一項
れに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等	れに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等
に応じ、当該イから一までに定める外国の法令その他の規則(こ	に応じ、当該イから卜までに定める外国の法令その他の規則(こ
二 対象外国法令等 次のイから一までに掲げる国又は地域の区分	二 対象外国法令等 次のイから卜までに掲げる国又は地域の区分
一 [同上]	一 [略]
	号に定めるところによる。
第一条 [同上]	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
(定義)	(定義)
認められる場合を次のように指定する。	いと認められる場合を次のように指定する。
なくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと	講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがな
同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じ	、同条第一項第二十一号の十又は第二十一号の十一に規定する措置を
号)第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、	号)第百二十三条第十二項第五号及び第十三項第五号の規定に基づき
金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二
改正前	改正後

(EU) No 648/2012 of the European Parliament and of the Council

(European Market Infrastructure Regulation - EMIR)

。。
ら対象外国法令等に関する権限の委任を受けた者を含む。)をい応じ、当該イから下までに定める外国の当局(当該外国の当局か二)対象外国当局 次のイから下までに掲げる国又は地域の区分に

[イ~へ 略]

ト グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 Prudential

Regulatory Authority, Financial Conduct Authority

四 [略]

認められる場合) くても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと(府令第百二十三条第一項第二十一号の十に規定する措置を講じな

措置を講じている場合(当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者でする場合は、当分の間、金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引につい頭デリバティブ取引(同条第一項第二十一号の十に規定する非清算店頭定する場合は、当分の間、金融商品取引業者等が行った非清算店頭に当該金融商品取引業者等が、当該非清算店可第二十一号の十に規定する非清算店頭に当該金融商品取引業者等が行った非清算店頭に当該金融商品取引業者等が行った非清算店頭に当該対象外国法令等に準拠して、同号に規定する金融庁長官が指第二条 府令第百二十三条第十二項第五号に規定する金融庁長官が指

[号の細分を加える。]

ら対象外国法令等に関する権限の委任を受けた者を含む。)をい応じ、当該イからへまでに定める外国の当局(当該外国の当局か三 対象外国当局 次のイからへまでに掲げる国又は地域の区分に

う。

[イ~へ 同上]

[号の細分を加える。]

四 [同上]

第二条 符令第百二十三条第十二頁第五号こ現定する金融庁長宮が指認められる場合) くても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと(府令第百二十三条第一項第二十一号の十に規定する措置を講じな

定する措置に相当する措置を講じている場合(当該非清算店頭デリアニーの場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引(同条第一項第二十一号の十の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭定する場合において、当該金融商品取引業者等が行った非清算店頭定する場合において、当該金融商品取引業者等が行った非清算店頭第二条 府令第百二十三条第十二項第五号に規定する金融庁長官が指

を行う場合に限る。)とする。に対り、当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督

と認められる場合)
なくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがない(府令第百二十三条第一項第二十一号の十一に規定する措置を講じ)

一 [略]

いる場合を除く。)。
いない場合並びに告示第一条第二項の規定に基づく届出を行って場合において、定量的計算モデル及び外国定量的計算モデルを用一次のイ又は口のいずれかに該当すること(前号の措置を講じる

外国当局が適切な監督を行う場合に限る。)とする。バティブ取引の当事者に対し、当該対象外国法令等を執行する対象

認められる場合)なくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと(府令第百二十三条第一項第二十一号の十一に規定する措置を講じ

第三条 [同上]

一同上

同上

イ 金融商品取引業者等(外国(第一条第二号イからへまでに掲イ 金融商品取引業者等(外国(第一条第二号イからへまでに掲述して設立された者及び親会社(法第五十七条の二第八項に規定する規会社をいて、定量的計算モデルを用いようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときにする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときにする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときにある。以下この号において同じ。)の法令に対して設立されたものである者を除く。)が、前号の措置を講じておいて、定量的計算モデルを用いようとするときに対している。

届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に	届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に
提出していること。	提出していること。
口 [略]	口 [同上]
2 [略]	2 [同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	